

## 厚生労働大臣の談話

平成 23 年 6 月 28 日

B型肝炎訴訟については、この問題の早期解決を目指すため、裁判所の仲介の下、誠実に対応してまいりましたが、国と全国B型肝炎訴訟原告団・弁護団との間で、本日、「基本合意書」を締結いたしました。

集団予防接種等の際の注射器等の連続使用によるB型肝炎ウイルスへの感染被害の発生・拡大を、国が防止しなかったことにより、感染被害者及び遺族の方々が受けられた長年の御労苦に思いをいたし、厚生労働大臣の職務を担う者として、深くお詫び申し上げます。

本件の原因となっている集団予防接種等は、感染症から国民の生命・身体を守り、多くの国民に利益をもたらしました。

一方でこれにより、40万人以上とも推計される方々に感染被害が生じた可能性のある、大変大きな広がりを持つ問題であります。

このため、既に訴訟を起こしている原告の方々と同様に、今後訴訟を提起される多数の方々についても責任のある対応をとることができるように、法律や予算などを通じて国会のご了解を得て、財源確保策を含めた全体解決の枠組みを構築し、実施していく必要があります。

また、この枠組みは本件の原因が集団予防接種等であることを踏まえ、国民全体で支えていただくことが必要であると考えております。

このような考え方の下、「基本合意書」の締結に先立ち、全体の枠組みについて、所要の法案の成立を目指すことを内容とする政府基本方針案をとりまとめ、与野党にお示しいたしました。

本日までに、与野党から一定のご理解を得たことを踏まえ、別添（B型肝炎訴訟への対応の基本方針）のとおり対応することを決定いたしました。

今後、この「政府基本方針」に基づき、全体解決の枠組み作りのための所要の法案の早期成立を目指し、その準備に着手したいと考えております。

改めて、長年にわたり心身及び経済的に苦しんでこられた被害者の方々に心よりお詫び申し上げるとともに、「基本合意書」の誠実な実施と、本件の全体解決のための枠組みの速やかな構築をお約束いたします。